

独立行政法人大学入試センター得点調整検討部会規則

〔令和元年 7 月 31 日〕

規 則 第 2 8 号

改正 令和元年 9 月 30 日規則第 55 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日規則第 86 号

改正 令和 7 年 6 月 30 日規則第 12 号

独立行政法人大学入試センター得点調整検討部会規則

(設置)

第 1 条 大学入学共通テスト企画委員会（以下「企画委員会」という。）に、大学入学共通テストの試験問題の難易差に基づき、選択科目間で著しい得点差を生じた場合の得点調整に関して、次の各号に掲げる事項を専門的な見地から検討するため、得点調整検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 一 得点調整の対象とする科目
- 二 得点調整を行う場合の調整の方法
- 三 得点調整を行う場合の得点差等の具体的事項
- 四 その他理事長が必要と認める事項

(委員)

第 2 条 部会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 一 学識経験者 7 人以内
- 二 独立行政法人大学入試センターの教員 4 人以内
- 三 その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2 年未満の任期とすることができる。

(部会長等)

第 4 条 部会に部会長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 3 部会に副部会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は事故があるときは第 2 項の職務を代行する。

(部会の招集)

第 5 条 部会は、理事長の求めに応じ、部会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会の運営)

第7条 部会は非公開とし、部会の議事の概要はこれを公表する。

(検討結果等の報告)

第8条 部会長は、検討結果又は検討経過を企画委員会に報告する。ただし、特定の事項については直接理事長に報告する。

(秘密保持)

第9条 委員の氏名は、秘匿するものとする。

2 委員は、委員としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第10条 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員が委員としての職務を遂行する上での義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(庶務)

第11条 部会の庶務は、試験企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和元年7月31日）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日）

この規則は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。